

新刊紹介

G. ダネッカー著『欧州共同体の刑法』

(外国刑法研究会) 曾根威彦
宮崎英生・勝亦藤彦・石井徹哉・
内山良雄・岡上雅美・北川佳世子

本稿は, Gerhard Dannecker, Strafrecht der Europäischen Gemeinschaft, 1995. を抄訳し, これを紹介するものである。原著は, A. Eser および B. Huber の編集にかかる『欧州における刑法の展開』シリーズの一冊であって, 欧州統合に向けて EC 刑法の現状と今後の課題とが手際よくまとめられている。著者のダネッカーは, 1952年生まれで, 1995年現在ドイツのバイロイト大学の刑法, 刑事訴訟法および情報法の教授である。EC 法に関するものとして, 著者はこれまでに, 「過料実務における EC カルテル法」(1989), 「EC 領域における補助金詐欺との闘争」(1993), 「欧州連合における食品刑法および行政制裁」(1994)を執筆・編集している。

- | | |
|----------------------------|-------------------------|
| 1 EC の法的基盤および組織的基盤 | 5 刑法規範の公布を義務づける EC |
| 2 刑法の領域における加盟国の国際協力 | 指令 |
| 3 超国家的な規定による国内刑法秩序の適用範囲の拡大 | 6 国内刑法の指令適合的解釈 |
| 4 刑法の領域における EC の権限 | 7 共同体法による国内刑法に対するその他の制限 |
| | 8 EC 法過料規定 |
| | 9 EC 財政の保護 |

1 EC の法的基盤および組織的基盤

(1) マーストリヒト条約の発効(1993年11月1日)により, 欧州連合(EU)が欧州共同体(EC [European Communities])を中心として誕生するに至った。

EU は、さらに共通外交・安全保障政策や司法・内務分野協力をも含みつつ機能する国家連合体とされている。

EC の三共同体設立基本条約は、各々一定の具体的領域を規制しているが、機能的統一性を有するものとされる。基本的には、欧州共同体 (EC: 従前の欧州経済共同体 (EEC)) 条約が一般法、欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC) 条約および欧州原子力共同体 (EURATOM; EAEC) 条約が特別法の関係にあると解されている。これらの条約は、場所的効力範囲を認めるものにすぎず、加盟国の欧州の領土に適用される。

1986年に採択された単一欧州議定書は、その前文で EU 形成への強い意志を表明した。その個別内容として、特に、① EC 理事会における決定方式を多数決制へと移行させた点、②域内市場の概念を導入し、EU の共同市場実現目標を設定した点等が注目される。その後の条約交渉を経て、マーストリヒト条約が1992年2月に調印された。ここでは、特に、限定的授權の原則、補完性の原則、EU 権限行使における均衡性の原則を重視しつつ、各個別分野において EC 権限の拡大を認めている。

(2) EC の主要機関として、特に次のものがある。① EC 理事会: EC の立法機関・政策決定機関である。また、単一欧州議定書により欧州理事会が制度化された。後者の任務は、一般的なガイドラインを決定することと、三共同体の管轄領域を超えて EC 加盟国の外交政治協力を促進することにある。②欧州委員会: 条約規定の適用および機関の行う決定を監視する。さらに、EC 立法過程において理事会に対する法案提出権を有し、理事会の決定を執行する。また、対外的に EC を代表する。③欧州議会: 特に、立法上の監督・諮問機関とされながらも、協力決定手続および共同決定手続において重要な影響力を有している。④ EC 裁判所: 条約の解釈・適用について法の遵守を確保すること、EC 機関の定立した法を具体化し解釈することを任務とする。その際、「法の一般原則」により EC 法の間隙を充足することが重要とされる。1988年に、理事会は、EC 裁判所の負担軽減を図るため第一審裁判所を付置することを決定した。⑤会計監査院: 共同体および共同体機関の財務管理、収入・支出の適法性、財務行為の経済性の監査を任務とする。

(3) EC 法の第二次法として、以下のものがある。①規則: 全加盟国において一般的な効力を有する。そのすべての要素につき法的拘束力を有し、加盟国において直接適用される。②指令および ECSC 勧告: 前者は、達成されるべき目標に関して加盟国を拘束するが、その方式および手段については加盟国の

機関の選択に委ねられる。後者は、加盟国と並んで誰を名宛人とするかにつき、加盟国の機関の決定に委ねられる。指令は、規則とは異なり、国内法への置換を必要とし、加盟国において直接適用されない。もっとも、その直接的効果が置換期間との関係で問題となる。③決定：個別的規制手段として用いられ、特定の国・企業・個人に対し、そのすべての要素につき拘束力を有する。④勧告および意見：拘束力は有しないが、実務上一定の効果が重視される。

(4) EC 裁判所および学説の支配的見解は、EC 法と国内法が抵触する場合に、憲法上の抵触規制を欠くときは、EC 法の優位性を肯定している。すなわち、EC 法の適用領域において、国内法は排斥され、または EC 法に適合するよう解釈される。これは、第一次法にも第二次法にも妥当する。加盟国の裁判所は、原則として、国内法の解釈を EC 法に適合させるよう求められる。例えば、数量的輸入制限と「同等の効果を有する措置」を禁ずる EC 条約30条は国内法に広範な影響を及ぼす。これは、とりわけ、EC 裁判所のカシス・ド・ディジョン判決等において問題とされてきた。各国の法秩序を調和するために、EC 規則・指令が定立され、また、市場統合のための方法として相互承認が挙げられる。

(5) 1992年末の完成を予定していた共通域内市場の実現は、特に、域内国境コントロールの除去に問題を残し、十分なものとはいえない。他方、1992年5月に、EC と欧州自由貿易連合 (EFTA) により欧州経済領域 (EEA) 条約が調印された。これにより、ローマ条約が定めていた人・物・サービス・資本の自由な移動が EFTA にも拡大された。

2 刑法の領域における加盟国の国際協力

(1) EC は、独自の刑罰権を有していない。しかし、欧州委員会および欧州議会は、刑法領域における協調の努力を行ってきた。特に、欧州委員会は、1976年には、共同体の財政的利益の刑罰的保護および条約規定違反行為処罰に関する共通規制公布のための共同体設立条約改正条約草案を、理事会に提出するに至っている。

(2) 加盟国による協調の努力は、例えば、欧州防衛共同体条約草案、および、国際テロ・麻薬犯罪対策における協力のためのシェンゲン大綱協定にみられる。また、後者は、さらに1990年のシェンゲン実施協定により具体化されている。

(3) 学説においては、欧州模範刑法典による刑法の統一化を提唱するものがある。しかし、支配的な見解は、これに対して懐疑的な立場をとっている。もっとも、世界平和、戦時における人道的態度および EC の利益におけるような超国家的法益に関する刑法規範は統一すべきである、とする点では一致がみられる。

3 超国家的な規定による国内刑法秩序の適用範囲の拡大

国際的または超国家的裁判所に対して行われる証言犯罪または宣誓違反、原子力監督官庁職員の秘密漏示、EC 裁判所共通手続規則違反の各行為に関しては、超国家的法益を保護するために、共同体法の規定によって、加盟国の刑法規定の適用範囲を共同体に拡大することができる。

(1) EEC 裁判所規程に関する議定書27条および EURATOM 裁判所規程に関する議定書28条は、各加盟国が、これらの共同体裁判所に対して行われる宣誓違反を国内の裁判所に対する宣誓違反と同様に扱うこと、共同体裁判所の告発に基づいて、行為者の国籍や犯行の場所の如何を問わず、また当該行為が行為地で可罰的かどうかに関係なく、国内の刑罰法規を直接適用できることを規定する。これに対して、ECSC 裁判所規程に関する議定書28条4項は、裁判所が、行為者の本国の司法大臣に裁判を行うよう申し立てることができると規定している。これらの「告発」や「申立」は、一般に訴訟条件と理解されている。

(2) EURATOM 条約194条1項2文は、各加盟国が、原子力監督官庁職員の秘密漏示に関して、国内の秘密漏示規定を適用して、訴追・処罰できることを認める。

(3) EC 裁判所共通手続規則48条の2によれば、一定の規則違反に対して、EC 裁判所は、最高250欧州計算単位 (EUA) の罰金を科すことができるものとされている。

4 刑法の領域における EC の権限

EC の法制定機関は、第一次法によって、その権限を明確に付与されていることを要する（限定的授権の原則）。

(1) 共同体には、刑事刑法上の権限がない。理事会は、刑罰を相応の明確な

授權なく法定・賦課できる権限の行使を委ねられていない。理事会は、議会でなく、それとは独立した存在である。

(2) EC 条約87条は、過料の導入権限を理事会に委ねている（同旨 ECSC 条約64条、EURATOM 条約83条）。第一次法の明確な授權に基づいて、EC に過料権限が認められることに異論はない。過料は刑罰ではないが、広義の刑法の制裁であると認められるので、欧州カルテル規則違反法においても実体刑法および刑事手続法の特別な法治国家的保証が妥当しなければならない。

EC 条約172条から、同87条の範囲を超えて過料構成要件を創設する権限を EC に認めることができるかどうかは、解釈上争いがあるが、少なくとも過料を共同体法上基礎づけることまで禁止するものではない。

(3) 刑罰および過料と区別される第二次法上の超国家的制裁には、金銭的損失を伴う制裁と一定の権利喪失を内容とする制裁がある。

1) 輸出入業者は、第三国との農産物の輸出入に関して、官庁による市場の予測を確かにするために、一定の輸出入義務を負うとともに、所定の保証金を納付しなければならない。同様に、加工業者あるいは貯蔵業者は、市場に商品が過剰にならないように商品の加工あるいは貯蔵の義務を負うとともに、保証金納付義務を負う。いずれも、義務が履行されなかった場合には、保証金は没取され、国庫に帰属する。判例によれば、均衡性の原則の適用により、単なる付随義務違反の場合には、保証金の全部没取は許されない。

輸出入業者及び貯蔵業者の納めるべき保証金については、それが一種の（隠れた）刑事制裁ではないかが学説上争われている。EC 裁判所は、保証金は任意に引き受けた義務の保証にすぎず、その没取は純行政法的制裁であるとの判断を示した。没取を免れることができるのは、不可抗力の場合に限られる。

2) 欧州委員会は、EC 条約145条および155条に従って理事会より付与された第二次法定立権限を援用して、共同体法上、各種の制裁規定を導入した。金銭損失型として、とくに補助金法分野における返還額の一括加算と利息分の割増請求（いわゆる懲罰加算）がある。権利喪失型として、補助金の削減、交付額の引き下げ、補助金交付の差し止めの各措置がある。

加盟国は、これらの制裁が自国主権に対する介入であると反発し、ドイツと欧州委員会との間で訴訟に発展した。EC 裁判所は、共同体が、EC 条約40条3項および43条2項に基づいて、共通農業政策分野で定められた諸規定を効果的に適用するために必要とされるあらゆる制裁を導入する権限をもつことは判例上確立していること、共通農業政策の目的実現のためにどのような手段が

最適であるかは、立法者の専権事項であること、理事会には、EEC 条約145条および155条に従い、実施規定の発布権限を委員会に委譲する権限があることを認めた。これにより、実務上、農漁業分野では、EC に、行政刑罰的制裁を含む非刑事刑罰的制裁を創設する権限があること、委員会には財政に関連する共同体法の施行および共同体財政の保護のために補助金規定を発布する権限があることが確定した。しかし、学説はこれに対して批判的である。

3) EC 裁判所は、1989年の「ギリシア産トウモロコシ事件」で、輸入トウモロコシの原産地を偽り不正に関税を免れた事案に関して、ギリシア共和国が当該犯行に関与した者に対して刑法または懲戒法上の手続を開始しなかったことは、加盟国に共同体法の妥当性および実効性を保証するために適切と認められるあらゆる措置をとる義務を課した EEC 条約 5 条に違反すると判示し、加盟国は、共同体法違反行為について、同種の国内法違反行為を処罰する際に適用される実体法および手続法上の原則と類似の原則に従って処断すること、制裁を選択する裁量をもつが、制裁は実効性、均衡性および威嚇力を有するものでなければならないことを明らかにした。

この判決以降、超国家的利益と国家的利益との同化への、あるいは両者の国内的調和への変化の傾向、つまりは共同体法的利益の刑罰的承認の傾向が顕著である。

5 刑法規範の公布を義務づける EC 指令

(1) 理事会は、指令により、加盟国に対して一定内容の刑法規範の公布を義務づけることができる。この種の指図を理事会が行う権限は、EC 条約上明文の基礎を有さないが、学説によって、①加盟国の国内法を調整・調和させる権限に付帯、②特定の法規を接近させる指令を発布する権限 (EC 条約100条) の援用、といった基礎づけがなされている。

(2) 指令の内容はこれまで、制裁の種類・程度を特定せずに、単に実効性ある制裁を加盟国の法律に規定することを要求するにとどまってきた。しかし、学説には、EC が加盟国に対して特定の制裁の法定を義務づけることも可能とする見解も存在する。

(3) 指令は、将来的には無条件かつ厳密に直接適用される可能性もあるが、不利益を伴う直接的効力は拒絶される。EC 裁判所も、国内法に置き換えられていない指令は、①何人にも不利益となつてはならない、②それ自体単独で違

反者の刑事責任を確定・厳格化できない、③共同体法の一般原則（刑法の明確性の要請、遡及効禁止）によって拘束力を制限される、としている。

6 国内刑法の指令適合的解釈

(1) 指令適合的解釈は、刑法にも妥当するが、共同体法の一般原則（法的安定性、遡及効禁止）により制限される。国内法と指令、指令指向的解釈と国内憲法とが明白に矛盾する場合に問題が生じるが、認識可能なほどに異なる立法者意思・法律の文言が指令適合的解釈の限界を示し、憲法で保障された刑法上の諸原則が優先すると解するのが支配的見解である。

(2) 環境刑法の分野で欧州裁判所は、廃棄物概念に関し、経済的再利用可能性により定義するイタリア法は、人の健康と環境の保護を目的とした指令と一致しないとする。ドイツでもこれに沿って解釈され、連邦憲法裁判所は、刑事部に対し刑事手続において共同体法を解釈するにあたっての疑念の有無、EC裁判所への申立がEC条約177条に従ったものか否かを検討する義務を課した。これによって刑法の指令適合的解釈が承認されたかについては争いがある。

(3) 租税刑法では、ドイツ公課法（AO）370条のような白地規定・白地類似的性格の構成要件が、EC裁判所の先行判決手続による拘束的判決の影響を受ける。連邦通常裁判所は、①加盟国は指令適合的解釈を義務づけられ、②指令の国内法への置換が予定された期間内に行われない場合、そのことから不利益を被る市民は指令の規定を援用できるとした。

(4) 貸借対照表刑法の領域でも、指令の置換と指令適合的解釈が要求される。ドイツでは資本会社の年度決算書（商法264条）に関し、①計算書の作成に関するアングロサクソンの一般規範の指令適合的解釈の問題と、②年度決算書には付属物も包含されるかが議論され、②では特定の法形式の会社の年度決算書に関する指令を援用する少数説も主張されている。

(5) 一般的な製造品の安全性に関する指令は、食品刑法にも妥当し、製造・流通関与者の注意義務を限定する。EC裁判所によれば、危険が認識可能な場合には、加盟国は自国の食習慣・共同体内の自由流通を顧慮しつつ指令以上に厳格な義務・制裁を決定することもでき、また輸入業者は、輸出側加盟国発行の文書の提出で輸入国の検査に代えることができる。

7 共同体法による国内刑法に対するその他の制限

加盟国は刑法・刑事訴訟法に関して管轄を有するが、EC 裁判所はこれにも制限を加えている。

(1) 国籍を理由とする差別禁止 (EEC 条約 7 条 1 項) との関係で、加盟国は国内刑法・刑事訴訟法においてであれ、共同体法が保障した平等・基本的自由を侵害することは許されない (Cowan 判決)。付加価値税法違反に対する制裁の内国取引と輸入との間での不均衡な格差については、共同体内の取引を顧慮した内国課税の中立性、共通の付加価値税体系の摩擦なき機能 (EEC 条約 95 条) に影響するかぎり、共同体法は国内法規定を限定する (Drexler 判決)。

(2) 輸入業者に原産国の記載を義務づける国内規制は、①認識と異なる記載を義務づける場合、②秩序違反に不均衡な制裁を違反者に科す場合、③内国の商社員は義務を課されず差別となる場合、数量制限と同効果の措置の禁止 (EEC 条約 30 条) に違反し維持されない (Donckerwolcke 判決)。また、①行為時に共同体法に抵触していた国内法による処罰後に、国内法と合致する指令が公布された場合 (Kirk 判決)、②当該行為を処罰しない指令を置き換えていない国内法による処罰 (Auer 判決) の場合、刑罰法規の遡及効禁止は共同体法に妥当し、かつ共同体法が優先適用される。

(3) 共同体法の遵守確保のみを義務づける規則は、違反行為に対し均衡を失しないかぎり共同体法より厳格な措置を行う裁量を加盟国に委ねる (Hansen 判決)。法的進歩停止の危険を冒しても、共同体の手で進歩させる権限に固執し、静止命令 (Stand-Still-Gebot) を主張する学説もある。また輸入業者に品質検査義務を課す国内規制は、共同体法の自由取引に関する規制の関係上、業者が生産国の品質証明書に依拠できる場合には排除される (Wurmser 判決)。

8 EC 法過料規定

委員会には、競争制限行為および支配的地位の濫用の禁止を確保するため、過料および履行強制金を科す規則を制定する権限がある (EC 条約 87 条 2 項)。これらは「刑罰としての性質」をもたないことが規則で確認されている。

8.1 EC カルテル法の過料および手続

企業および企業グループによる競争違反行為に対して、委員会が科す過料

は、広義の刑罰だと解するのが学説上有力である。その意図は、刑法・刑事訴訟法の特別な法治国家的保証を、刑罰類似の効果をもつカルテル法にも及ぼそうとすることにある。過料の上限は、100万エキュ（ECU；欧州通貨単位）または過料賦課の年度における企業の総売上高（競争違反に関わる売上高ではない）の10%である。時効は5年であり、違反行為の捜査・訴追のために委員会が行うあらゆる行為により中断する。その他、カルテル法の適用除外申請に関する事実申立義務および委員会による調査の際の情報開示義務に違反した場合にも過料が科される。

〔根拠法〕（1）EC条約85条1項は、加盟国間の取引に影響を及ぼすおそれがあり、かつ共同の妨害、制限もしくは歪曲を目的とした結果として生じさせる、企業および企業連合間のすべての調整のための行動（競争制限行為）を禁止する。記述されない構成要件要素として、「顕著な重要性（Spürbarkeit）」が要求され、軽微事例（量的側面）および共同体にとって重要性のない事件（質的側面）は制裁の対象とならない。前者は、市場におけるシェアと協定関与企業の総売上が判断基準となる。また、後者は、経済全体または公共の福祉の観点から一定の競争制限を許容するものであり、企業譲渡に関する協定や組合契約などさまざまな契約が禁止の対象から除外されてきた。

（2）EC条約86条2項は、企業による支配的地位の濫用を禁止する。要件は、支配的地位の存在、その濫用および加盟国の取引に影響する可能性の3点である。これには垂直的協定およびより重大な問題とされる水平的協定を含む。

〔行為主体〕 EC法違反の行為は特別の犯罪であり、行為主体は企業および企業グループに限られる。委員会は、近時、責任の帰属対象としての企業の同一性を判断するのに、経済的企業概念を用いている。例えば、許可権限のない子会社とその親会社、企業の自律性のない子会社と中央集権的コンツェルン、権利を継承した会社に同一性を認めた。しかし、企業の同一性の決定的な判断基準は未だ見出しされていない。他方、権限の範囲内で企業のために行為した自然人すべての行為が企業に帰属されるという点で実務は安定している。委員会が帰属を否定するのは権限超越の場合だけであり、学説からのその他の限定の試みはすべて否定されている。

〔過料の賦課とその量定〕 カルテル法の領域で、25年間で委員会が過料を科した事案は70以上にのぼる。委員会は過料の威嚇効果を強化するため、1979年の決定以来、いっそう高額の過料を科す政策を明らかにした。そこで、国内

での処分より明らかに高額な過料が科せられ、ときには数百万エキュに及ぶ場合もある。

過料の量定は、①行為の重大さと結果の大小により決定される大枠の決定、②軽減事由または加重事由として、企業ごとに特有の個別事情の考慮という 2 段階手順によるといわれる。委員会は、違法行為から獲得された収益の大きさを今後いっそう重視することになろう。

〔EC カルテル法総則〕 (1) 現在、EC 法には未遂規定はない。ここでは競争を制限する協定が締結されただけで構成要件該当性が備わる抽象的危険犯が問題である。実際に競争制限行為が行われたことを必要としないのであり、それ以上に処罰の可能性を早める必要はない。

問題なのは、競争違反の協定が結ばれるのを監視・監督したにすぎない企業にも過料を科すことができるか否かである。EC 法には共犯規定はないが、委員会は監督行為もまたこれ自体が競争違反だとしてその処罰を認めた。これに対して、学説上、EC 条約 85 条が共犯の可罰性を否定しているため、このような非典型的な関与行為の処罰には、罪刑法定主義の観点からの疑念が提起されている。

(2) 企業はしばしば弁護のために**正当化事由**を援用する。しかし、委員会は事実上の理由から正当化状況の存在を認めたことはない。委員会および EC 裁判所は正当防衛を共通の法原則として認めている。正当防衛の成立は、企業が相手企業による攻撃を阻止しようとし、国家の救助を待っていたのでは法益侵害の発生を妨げられない限りで認められる。競争制限行為を緊急避難によって正当化することも認められたことはない。これについて、EC 裁判所は、法人の存立に関わる真の危険が存在し、それが違反行為によってのみ回避しうる状況になければならないという高度な要求を掲げている。

(3) 企業が不正の申立てを行い、カルテル法の適用除外に対して**官庁の認可**があったとしても、企業はこの認可を援用できない。認可適格があったが、事実上認可されていない行為の取り扱いについて、委員会および EC 裁判所は完全に行政従属的であり、届け出が行政上受理されていない行為の正当化を否定した。ただし、委員会はこのような場合に一貫して過料を科していない。また、官庁が黙認していた場合、委員会および EC 裁判所は、これを起訴便宜主義の枠内で、あるいは量刑の際に考慮するにすぎず、正当化事由としては認めていない。

(4) 規則 17/62 号 15 条（故意・過失要件）に基づき、行為者が企業である場合

にも**責任主義**が妥当することが承認されている。しかし、委員会は、組織内部の義務および監督義務の違反から有責性を導き出し、とりわけ執行部内の自然人に認識があったことから有責性を根拠づける傾向がある。具体的な注意義務は、当該企業、市場での地位およびその経済活動を考慮して決せられる。**禁止の錯誤**を企業が援用する場合、委員会および EC 裁判所は、事実の錯誤と法律の錯誤を区別し、前者には故意阻却効果を認めるが、後者については、その回避可能性の有無を問わず一般に錯誤を考慮しない。これに対しては、学説から、責任主義と調和しないと批判されている。

(5) **明確性の原則**、**遡及効禁止**および**一事不再理**の諸原則は、EC 法の過料についても妥当することが認められている。しかし、EC カルテル法と国内法の間での一事不再理について、EC 裁判所の決定はこれを否定し、別の決定において、一般的な公正の要請から、再度の過料額を量定する際に、委員会または国内官庁はこの事情を軽減的量刑事情として考慮すべきであるとした。

〔調査・執行手続〕 (1) 手続の法的性質について、調査と過料決定の双方を委員会が行うのは訴追者と裁判官の兼任だ、という学説からの異論に対して、EC 裁判所は、この手続が行政手続であって司法手続ではなく、必要な防御権は保障されているため正当であると判示した。

(2) 競争制限の嫌疑がある場合、手続の開始は、企業側からの適用除外申立てもしくは否定的事実の主張、第三者企業からの申立てまたは職権により行われる。

(3) 委員会には、必要な証拠方法を自ら獲得するため、情報開示請求権と立入調査権がある。

情報開示は、主として企業および企業連合を名宛人とする。これは 2 段階の手続による。第 1 段階で、委員会は、回答のための適切な期間を設定した上で、簡易方式の情報請求書を企業に送付する。企業がこの請求に従わない場合、第 2 段階として、委員会は、理由を付した正式な決定により情報開示を請求できる。この請求は、以前に簡易方式で開示請求されていた情報のみを対象とする。この場合、情報開示を履行強制金によって強制することができ、情報開示義務違反には過料が科される。

立入調査権は、原則として委員会委員が執行するが、加盟国の管轄権ある官庁に委任することもでき、最近では委員立会いの上で後者が行われることが多い。調査は、2 段階手続ではなく、簡易書面による調査命令または要式的な調査決定による。企業に調査命令を受忍する義務はないが、任意に証拠書類を提

出するのであれば、完全な書類を提出しなければならない。これに対して、調査決定は企業にとって義務的であり、これを拒否すれば、履行強制金または過料が科される。決定でも命令でも、企業の協力義務の範囲を明らかにするため、調査にはその対象と目的が明示されなければならない。立入調査権の範囲について、EC 裁判所は、住居不可侵の基本権は自然人の人格の自由な発展に関するものであり、事業所については承認し得ないと判示して、非常に広範な調査権を認めた。しかし、とりわけドイツの学説において、この点の是非は激しく争われている。なお、委員会が違法な調査権に基づいて、または調査決定の適用域外で証拠方法を獲得した場合、この利用は禁じられる。

(4) 企業が情報開示または立入調査への協力を拒否する場合、過料を科することができる。処罰には、義務違反性のほか企業の故意または過失が要件となる。過料の範囲は、100エキュ以上5,000エキュ以下である。企業は、当該証拠書類が調査目的に合わないことを主張してその義務を免れることはできない。ただし、企業は、手続の適法性を欧州第一審裁判所に検討させることができる。企業が、簡易方式の請求を拒絶したために過料を科されることはなく、この場合、委員会は正式な決定により開示請求をしなければならない。決定による請求を企業が拒絶してはじめて過料が科される。他方、不正確または不完全な情報を開示した場合は、つねに過料の対象となる。

(5) 委員会の調査権限が強力であるため、企業にはいっそう手続上の保障が与えられなければならない。EC 裁判所判例が共同体法の基本原則として承認したものに、法定審問の請求権、弁護人の援助を受ける権利、弁護士との書類送付の秘密の保障があり、書類閲覧権については、委員会が決定の根拠とする書類に限定して承認した。また、委員会が獲得した情報は、当該目的のためのみ利用される。さらに、企業については、自己負罪拒否特権は認められないとするのが判例である。

8.2 合併規制規則上の過料

EC 条約は企業合同を規制する規定を欠くため、企業合同の規制に関する規則（1989年4064号規則：合併規制規則）が理事会で可決され、1990年9月21日に発効した。

(1) 合併規制規則は、共同体上意味をもつ、合併という意味での企業合同および企業の他企業を支配する資産の取得を規制する。同規則の定める要件に該当する合同は事前に委員会に申請する義務があり、この違反には過料を科する。同規則は合同が共同体に影響を及ぼす限り第三国にも適用され、どこで合

同が行われるかを問わない。

(2) 同規則14条2項により、自然人または法人が故意または過失により、委員会の出した条件または遵守事項に違反した場合、申請前もしくは申請後3週間の間にまたは最終決定まで合同を行わないよう求める委員会の決定に反して合同を行った場合、共同体市場と調和しないとされたにもかかわらず合同を行い、または命じられた処分に従わない場合、委員会は過料を科しうる。3項により、過料の額を決定する際には違反の種類と程度が考慮され、4項は過料を非刑事的性格のものとする。1項により、合同の申請を怠った場合、虚偽の申請をなした場合、委員会が情報を求めた際に不正の情報を提供または定められた期間内に情報を提供しない場合（情報開示義務違反）、調査の際に求められた帳簿・書類を提出しない場合、委員会が命じた調査を受忍しない場合（協力義務・受忍義務違反）には過料を科しうる。

(3) 委員会は合同申請受理後直ちに合同を認可するかにつき審査を開始し、一定の場合を除き一か月以内に正式に合同規制手続を開始するかを決定しなければならない。当該合併に共同体市場との調和の点で重大な疑いがある場合に、手続が開始される。委員会には情報開示請求権と立入調査権が与えられており、加盟国政府と所轄官庁の他、合併に関与する企業ないし企業結合に情報開示義務が課せられている。調査すべき事実がある場合、委員会は加盟国の官庁を通じて調査を命じることも直接企業を調査することもできる。関与者には法定審問権が保障されている。カルテル法と同様、被告には手続上防御権が保障されており、自己に不利な情報提供を拒む権利がある。さらに書類閲覧権も保障されているが、これは企業の事業上の秘密を保守する利益により制限を受ける。

8.3 欧州石炭鉄鋼共同体条約上の過料

石炭鉄鋼に関する ECSC 条約により、委員会は、以下のような違反行為につき、企業に過料を科すことができる。

(1) 一つには委員会の危機管理統制措置に対する違反行為であり（58条、59条）、鉄鋼の生産割当制度に違反する場合がこれにあたる。

(2) 二つには ECSC 条約の競争規制に違反する行為であり、カルテルの禁止（65条）、合併規制（66条の5、6）、市場支配的地位の濫用（66条の7）がこれにあたる。ECSC 条約によるカルテルの禁止には、EC 条約85条と異なり、加盟国間の取引に関するという構成要件はなく、国内にしか影響しない事態にも適用される。合併規制に関しては、委員会は事後的に合同を許可できない場

合には合同企業の解体を命じることができ、この違反にも過料を科しうる。市場支配的地位の濫用規定に関しては、EC 条約86条の解釈を参照しうる。

(3) その他の禁止構成要件としては、価格および販売条件に関する規定 (60条, 61条), 投資計画の外部融資の禁止 (54条5項), 拘束力をもつ勧告に対する違反 (68条の6) がある。

(4) ECSC 法違反の正当化事由として主張されるものに、差し迫った破産、職場の維持、構造的危機の排除、納入業者からの圧力、委員会による競争違反行為の黙認、競業者の競争違反行為に対する防衛がある。EC 裁判所は、正当防衛、緊急避難、一般的な法原則としての不可抗力を正当化事由として承認している。正当化事由に関する基本判例として、Valsabbial 事件がある。経済法上の特別規制を守るために正当化緊急避難が否定される場合がある。

EC カルテル法の過料規定には故意過失の要件が明示的に規定されているのに対し、ECSC 法の過料規定にはこれに相当する規定がない。委員会は過料の刑事的性格を否定し、責任要件を不要とした。しかし、EC 裁判所が主観的要素を考慮して過料額を軽減していること、および刑法上の責任原則が加盟国内で承認され憲法的地位も確立していることから、学説上は、責任原則が EC 裁判所によって認められているという点で一致している。

(5) ECSC 法上も、経済制裁を伴うすべての手続で審問権が保障され、手続法上統一的な保護の保障のため、EC カルテル法と同様の権利が認められる。

8.4 EEA 条約上の過料

(1) 1992年2月14日に EC 競争法を EEA へと統一的かつ完全に継承する旨の合意がなされた。EEA 条約16条 (国家的な取引の独占), 53-64条 (競争を制限する協定, 市場支配的地位の濫用, 合併規制, 国家的幫助, 公営企業) および議定書25 (石炭と鉄鋼) にその規定がある。

(2) EEA 競争規制の監督・適用に関しては、委員会と独立機関たる EFTA 監督機関が管轄するが、管轄の重複を避けるために排他的管轄権の原則が妥当する。EC と EFTA 双方の領域にまたがる事案の場合には、EEA 条約は EC の権限が不可侵であると規定している。合併規制の領域でも、EC の管轄が及ばない場合に限り、EFTA 監督機関が共同体に妥当する諸原則に即した合併規制を行い、管轄外の機関の利益にもかかわる混在した事案の場合には、協力体制をとる旨の合意がある。

(3) EC 裁判所のコントロールが EEA 条約により変更される点はない。委員会の決定については EC 裁判所が、EFTA 監督機関の決定については

EFTA 裁判所が管轄する。当初の EEA 裁判所設立構想は、共同体法違反を理由に断念された。

8.5 ドイツ統一に伴う EC 経過規定および統一条約上の過料規定

ドイツの統一により、数多くの経過規定が必要となった。EC 法経過規則により、一定の製品の取引が旧東ドイツの領土内でのみ許されたが、この違反には過料を科しうる。また、統一条約に関する法律にも過料規定があり、域内市場実現のための環境、交通、農業および労働保護に関する法分野における共同体法の拡張に関する法規則に対する違反には過料を科しうる。

9 EC 財政の保護

(1) 共通農業政策 (CAP) の分野では、共同市場がすでに実現されている。そこでは、域内市場価格を維持し、かつ、EC の農産物を国際的に競争力あるものとするために、課徴金・関税あるいは払戻金・補助金などの施策が施されている。EC の財政は、すでに加盟国の分担拠出金から固有財源制度へと転換したため、課徴金や補助金などに関係する不正は直接 EC 財政に対する侵害へといたる。また、CAP を全額独自の財源でまかなうための欧州農業指導保証基金 (FEOGA) も最大の規模を示している。

(2) 関税の遁脱の方法では、輸入品の質・量に関する虚偽または不実の申告が重要である。また、原産国に関する虚偽の申告も同様に関税の遁脱にいたりうる。輸出の際の補助金の騙取の方法も、輸入の際と対応している。なお、EC 域内の取引についても、優遇措置などが存在するため不当な請求を行なうことができる。これらの明らかに詐欺的な事例とならんで、法律の欠缺を利用するいわゆる「グレーゾーン」にある取引、すなわち偽装取引と回避取引が問題になる。特に後者は、法文には表面的には一致しているのに、内実は、法に反しているためその判断が困難である。このような取引をすべての加盟国で規制するのは、法律主義という点で疑問となる。

(3) EC の財政の損害となる規則違反は、典型的な経済犯罪であり、行為者は取得する利益と発覚のリスクを考慮する。また、損害は EC が被るため、明確な被害者がなく、伝統的犯罪のような社会的規制も存しない。さらに、規制対象、規制方法など加盟国における相違も著しく、その対応は複雑である。組織犯罪が、このような EC の損害になる行為にどのように関与しているのかは、まだ明確ではない。しかし、EC の損害となる詐欺および資金洗浄で重要

な役割を演じているとの徴表は認められている。

(4) EC の補助金交付・課徴金徴収は、ヨーロッパ法の問題であるが、EC の財政の保護は、各国の犯罪構成要件により保障されている。EC の課徴金の通脱は加盟国の租税刑法により、払戻金の領得は補助金詐欺もしくは通常詐欺の構成要件により捕捉される。もっとも、加盟国間では、これらの内容について著しい相違がある。

1) EC の収入の刑法的保護は、輸出入関税通脱の犯罪構成要件によってなされるが、これは原則的に国家財政の保護を目的とするものであり、EC の財政侵害を保護するには、明文の規制が必要である。そのため、加盟国は EC 関税を自国の関税と同視する規定を置くか、または EC 収入保護のための特別犯罪構成要件を導入している。なお、ドイツの AO370 条は租税の通脱と並んで、租税上の利益の取得をもその対象とすることで、課徴金のかからない輸入の許可もそのような利益とみなすことができ、EC 財政の保護上重要な意義を有している。

課徴金通脱の刑法上の扱いに関する加盟国間の相違は、法定刑・制裁の程度および過失処罰の可能性・未遂の可罰性という点にみられる。また、付加価値税の通脱に対する刑法上の対策についても、加盟国の間で大きな相違を示している。

2) EC の支出の刑法的保護は、詐欺もしくは補助金詐欺の構成要件によりなされる。その態様および保護法益という点については、二つの基本的モデル、すなわちフランス・ベルギー・オランダのモデルとドイツその他のモデルとに分けることができる。

フランスの詐欺構成要件では、財産的損害の付与は要求されず、また不作為によって行なえない。また、未遂も既遂と同様に処罰される。主観面では、自己もしくは第三者に不法な財産的利益をもたらす意図は不要である。フランスでは、補助金領得の様々な態様について特別構成要件を創出したが、部分的なものにとどまるため、結局、補助金の領得は一般的詐欺構成要件によってのみ捕捉できるにすぎない。しかし、援助目的違反など条件違反については、対処できない限界がある。

ドイツ法に由来する詐欺構成要件のモデルは、欺罔行為、錯誤の惹起、処分行為ならびに財産的損害の一連の因果連関を要求している。そのため、フランス法とは異なり、財産的損害の惹起が既遂の条件であり、未遂は既遂より軽く処罰される。また、欺罔行為も、作為のみならず、不作為により行ないうる。

主観的には、自己もしくは第三者に不法な財産的利益をもたらす意図が要求されるため、行為者に利得の対象について実体法上の権利がある場合、詐欺の可罰性が阻却される。しかし、虚偽、不適切な申告による補助金の領得については、証明上の困難があるため、1976年に刑法264条、すなわち損害の発生を不要とし、補助金に関する重要な事実に関する欺罔を処罰する構成要件を導入した。これにより、一般的な詐欺構成要件の可罰性がその前提領域へと早められている。また、264条6項は、明文で、EC法による公的な資金の給付をその保護に含めている。それにより、経済的補助金は、246条の対象となり、それ以外の支援に関するECの損害が263条により保護されることになった。

スペイン・ポルトガル・イタリアも、同様な補助金詐欺の特別法を導入している。

3) EC財政の刑法的保護に関する加盟国間の相違は、学説上、ドイツのモデルへ向かうことが薦められている。しかし、ドイツ法では、収入面の保護と支出面の保護が統一的でないこと、つまり租税連脱は結果犯であるのに対して、補助金詐欺では抽象的危険犯が問題にされていることに注意が必要であり、無条件の模倣はよくないとされている。

4) 法人の可罰性も、加盟国間で統一されておらず、企業の刑法的責任を統一するために、競争法違反についてと同様の超国家的過料構成要件の導入が検討されている。

5) 特に重要であるのが、ドイツ刑法によるEC加盟国の財政の保護である。AO370条6項によると、ECの他の加盟国により徴収されるべき関税も、それが外国人により外国でなされても、租税連脱罪が適用されるとする。また、AO370条6項が補完され、EC加盟国の売上税が、ドイツの売上税と同様の方法で刑法的に保護されることになった。当初の政府案は単に売上税を租税連脱の構成要件に補充するものであったが、議会の留保もあり、相互主義に基づく保護とすること、その認定の明確性のために法律命令による連邦大蔵大臣の認定が必要であるとされることとなった。

それ以外にも、ドイツのAOは密輸処罰を具体化するだけでなく、ECの収入の本来的保護を超えて、予備的行為についても、過料を科している（AO379条）。

(5) EC刑法自身によっても、EC財政の保護がなされうるのであり、そのための条約案が理事会に提案されたが、結局、その条約案は採択されず、現在のところ、EC刑法によるEC財政の保護は存在していない。

(6) 1987年、欧州委員会は、ECの財政利益を不法な処理から保護するために、詐欺対策のための処分を調整する機関の創設を決議した。また、作業綱領を策定し、諸規定の簡素化、加盟国とECとの協調、刑事訴追の点に関して、検討を始めた。さらに、濫用を認めうる場合には、関係企業を補助金から排除するなどの超国家的制裁を導入する傾向にある。これに対して、欧州議会は、EC財政の保護を改善するにあたり、刑法の統一の必要性とその権限をECに委譲することを内容とする決議を1992年に行なった。